

示談書

織田信長（以下「甲」）と明智光秀（以下「乙」）は、下記「交通事故の表示」記載の交通事故（以下「本件事故」）について、本日、下記のとおり合意した。

記

交通事故の表示

日時：令和元年6月2日、午前4時00分ころ

場所：京都府京都市中京区本能寺前路上

加害車両：丹波500 あ 1582

1、（賠償金支払義務）

乙は、甲に対し、本件事故の損害賠償債務として金3800万円の支払義務があることを認め、同金員を、令和元年10月末日限り、甲名義の金融機関口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2、（遅延損害金）

乙が前項の支払義務を怠るときは、乙は甲に対し、同金員に令和元年11月1日から支払い済みまで年14%の割合による遅延損害金を付加して支払う。

3、（清算条項）

甲と乙は、甲と乙の間には、本示談書に記載した事項以外、何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

4、（宥恕条項）

甲は、本件事故について、乙の行為を許し、乙に対する刑事処罰を望まない。

本示談の成立を証するため、本示談書を2通作成し、各自が署名押印のうえ、各1通を保管する。

以上

令和元年9月15日

甲 岐阜県岐阜市稲葉山1-2-3

織田信長 印

乙 京都府亀岡市惟任町3-4-5

明智光秀 印